

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(保健事業) 第9条 市は、法 <u>第72条の5</u> に規定する特定健康 診査等を行うものとするほか、これらの事業以 外の事業であって、被保険者の健康の保持増進 又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。	(保健事業) 第9条 市は、法 <u>第72条の4</u> に規定する特定健康 診査等を行うものとするほか、これらの事業以 外の事業であって、被保険者の健康の保持増進 又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。